



2005年3月23日 第2005-44号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

介護保険制度改革法案の審議スタート

3月22日、衆議院本会議で「介護保険法等の一部を改正する法案」について、尾辻厚生労働大臣による趣旨説明と、各党による質疑が行われました。

「痴呆」を「認知症」に

改正法案は、介護が必要な高齢者の状態が悪化するのを防ぐ「介護予防」の導入や、特別介護老人ホーム等施設の食費や居住費の自己負担化等が審議の焦点になる模様です。介護保険部会で検討課題となった、被保険者と受給者の拡大については、「社会保障制度全体の一体的な見直しと併せて、2009年度を目途に必要な措置を講ずる」ことを付則に盛り込みました。（改正法案の概要は2005-42号参照）

また、尾辻厚生労働大臣は趣旨説明のなかで、用語上「痴呆」を「認知症」とする改正も行うと述べました。

主な質疑は以下のとおりです。

【民主党・橋本議員】

- ①介護の普遍化のため、保険料負担者の年齢を拡大し、受給者を0歳からの全年齢に拡大すべきだが、総理はどのように考えているのか。
- ②ケアマネジメントの独立性の確保や、介護労働者の労働条件の改善と質の向上が急務だが、介護従事者の処遇改善の具体策はあるのか。
- ③介護者支援を含めた虐待防止法制定や権利

擁護制度の充実に、総理自らがリーダーシップを発揮するつもりはあるのか。

【小泉総理】

「被保険者・受給者の範囲」は国民の合意形成が必要。給付と負担のあり方を社会保障全体の一体的見直しの中で検討し、2009年を目途に所要の措置を講じる。虐待防止や高齢者の権利擁護は大事で、虐待防止のための総合相談等を行う地域包括センターを創設し、権利擁護を市町村事業にする等の見直しを行う。虐待防止法の議員立法の動向も踏まえつつ取り組みたい。

【尾辻厚生労働大臣】

ケアマネジメントの独立性確保のため、標準利用者の適正化を行い、独立性を高める方向で、介護報酬を見直すとともに、認知症やターミナルケアに対応するための資質向上の取り組みも行う。

負担軽減措置を5年間延長

介護保険法が施行された、2000年4月1日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた人は、施行後5年間に限り利用料と食費の合計額が、法施行前の費用徴収額を上回らないよう、負担軽減措置が講じられていました。対象者の状況を踏まえ、この措置をさらに5年間延長することが、衆議院本会議で可決しました。